

厚生発 0918 第 5 号  
8 輸国第 2165 号  
令和 8 年 9 月 18 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )  
農林水産省輸出・国際局長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の  
一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)について、輸出先国との協議の結果を踏まえ、別紙 EU-A4「英国及び欧州連合向け輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱要綱」を下記のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。

#### 記

- ・本文 5「認定後の事務」の(1)衛生証明書の発行手続に EU 向け輸出コラーゲンの原材料として EU 以外の国・地域へ輸出されるコラーゲンについての規定を追加
- ・別紙様式 4-2 衛生証明書発行申請書様式(原材料用第三国向けコラーゲン)を新たに追加
- ・別紙様式 5 衛生証明書様式(原材料用第三国向けゼラチン)を EU 規則改正に伴い改正
- ・別紙様式 6 衛生証明書様式(原材料用第三国向けコラーゲン)を新たに追加
- ・別添 5(チェックリスト(施設の一般基準等)) 4 衛生管理事項のうち従事者の衛生管理基準を改正
- ・その他所要の改正